

# 知恵ボム!!



## 社会福祉施設等における 津波緊急避難設備・装置の提案募集

## 寝たきりの方、車椅子利用者が 屋上へ安全に避難できる方法

### 趣旨

東日本大震災の津波で岩手、宮城、福島3県の高齢者入所施設が少なくとも59カ所被災し、高齢者と職員計578人が死亡、行方不明になりました。(河北新報)

被災施設のほとんどが海沿いに立ち、避難が間に合わず、施設内で津波に襲われたケースが目立ちます。

高齢者など避難が困難な方の施設については、高台等安全な場所への移転が望まれますがその実現には長時間を要します。また、

- ・静岡県では最短で5分以内に津波の第一波が襲来する可能性があります。
- ・安全な避難地までの誘導が困難です。

このため社会福祉施設等の居室のある階から屋上へ避難するための方策についての提案を広く募集し、評価・公表することにより、対策の一助とするものです。

### スケジュール

平成25年

1月17日 エントリー受付開始

2月18日 エントリー受付締切  
提案受付開始

3月11日 提案受付締切(必着)

3月下旬 発表会参加者への案内(予定)

4月以降 発表会(予定)

### 提案者の資格

個人、法人を問いません。また、国籍、年齢、資格も問いません。

### 提案内容

#### ●対象

特別養護老人ホームや介護施設、障害者施設の社会福祉施設等において、主に寝たきりの状態や車椅子利用などにより自力では津波から避難できない方が居室のある階から屋上へ安全に避難できるための設備又は装置の提案(救命艇やシェルターは対象外)。

#### ●条件

裏面の条件をすべて満足するもの。なお、その判断についての責任は、提案者がこれを負うものとします。

# 社会福祉施設等における 津波緊急避難設備・装置の提案募集要項(抜粋)

提案をされる方は、募集要項(本文)を必ず確認して下さい。

## 提案者の資格

個人、法人を問わない。また、国籍、年齢、資格も問わない。

## 提案内容

### ●対象

社会福祉施設等において、寝たきり状態や車椅子利用等により自力では津波から避難できない方が、居室のある階から屋上へ安全に避難できるための設備又は装置の提案(施設の新築、既存は問わない)。救命艇やシェルターは対象外。)。

### ●条件

以下の条件をすべて満足するもの。

- ・実現可能なもの(実在の有無は問わない)
- ・想定される東海地震に耐えられ、点検等を要せず、すぐに使用できるもの
- ・揺れがおさまった後、直ちに機能するもの
- ・施設の職員が容易に操作できるもの
- ・商用電力は停止、自家発電設備もないものとする
- ・極力人力のみで稼働するものが望ましいが、小型発電機の使用は可
- ・避難できる人数は、なるべく多数が望ましいが、一人でも可
- ・できるだけ安価であること(1施設につき、概ね300万円以内が望ましい)

### ●前提条件

施設の立地、津波等の想定、建物用途、構造、規模、建物配置、部屋の配置、階高、設備等は、提案者が想定し、必要な項目については明細書又は図面に記載するものとする。

ただし、津波の浸水はあるが屋上は安全であることをとする。

前提条件の例を募集要項本文に示す。

## スケジュール

表面記載のとおり。

## 提出物及び提出方法

### ●エントリー

#### ・登録

静岡県危機管理部のホームページ(提出・問合せ先参照)にリンクされている専用のインターネットサイトに直接登録するか、所定の様式を郵送又はFAXにより提出し登録すること。

### ・確認

事務局において到着を確認しだい、インターネットの場合はE-Mailにて、郵送又はFAXの場合は郵便にて連絡をするので、提出後10日以内に連絡がない場合は、事務局に問合せること。

### ●提案

#### ・提出物

- ①提案票(所定の様式による)
- ②明細書(提案内容を詳しく記載したもの)
- ③図面(大きさや材質がわかるよう図解したもの)

#### ・提出部数

2部提出する。

#### ・提出方法

提出・問合せ先に郵送又は輸送代理業により提出することとし、直接の提出は認めない。

#### ・その他

提出書類は、A4片面に印刷(図面などで必要がある場合はA3折込)し、フラットファイルに綴じる。

全ページの中央下に通しページ番号を付け、フラットファイルの表紙に提案の名称と提案者を明記する。

評価委員への資料配布は白黒コピーとなることを前提とすること。

使用する言語は、日本語とする。

## 質 疑

質疑については、募集要項本文を参照。

## 評価及び発表

提案ごとに前提条件が異なるため、表彰対象の選定は行わず、評価委員会において、提案内容の評価を行う。また、評価委員会において公表に値する提案と判断されたものについては、公開の発表会において、提案者による説明と評価委員会の評価を公表する。

公表に値する提案について、提案者は別途資料及びパネル等を作成し、主催者はこれを提案集としてまとめ、印刷、配布するとともに、当面の間、静岡県地震防災センターに展示する。

提案内容が静岡県地震防災センターの展示としてふさわしい場合は、同センターにおいて実物展示等を行うことがある。

### ●評価の視点

合目的性、汎用性、施工性、実現可能性、法適合性、操作性、効率性、迅速性、経済性、合理性、安全性、デザイン

## 個人情報の取扱

個人情報の取扱については、募集要項本文を参照。

## 費用負担

提案及び発表会(資料作成を含む)に要する一切の費用は、提案者の負担とする。ただし、実物展示については別途協議とする。

## 留意事項

○提案内容に関する知的財産権は提案者にあり、必要な場合は提案者自身が権利保護等の手続きを行うこと。

○県が発行する提案集等の印刷物やホームページへの掲載・各種の展示などにより、県民、関係機関、関係業者等に情報提供を行うことがあるので、提案者はこれを承諾しているものとする。県から普及活動への協力依頼があった場合、提案者はこれに可能な範囲で対応するものとする。

○提案者は、他者の知的財産権を侵害する恐がないことを自らの責任において確認することとし、主催者はこれに閑知しない。

○他者の知的財産権を侵害する疑いがある場合や、提案内容に虚偽があった場合は、発表後でも提案がなかったものとすることがある。また、主催者はこれに係る費用について提案者に請求することがあるとともに、第三者との係争に一切の責任を負わない。

○評価委員会の評価に異議を申し立てることはできないものとする。

○本募集に起因して発生したいかなる損害についても県はその責任を負わない。

○発表会の開催、提案集の作成、パネル展示について、公表に値する提案がない場合、及び不測の事態が生じた場合は、これらを実施しない。また、実物展示についても同様とする。

○当募集要項の内容に変更があった場合は、県危機管理部のホームページに掲載する。

提出・  
問合せ先

事務局／静岡県 危機管理部 危機情報課  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県危機管理部URL

静岡県危機管理部 検索

電話／054-221-3366 FAX／054-221-3252  
<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/>